

沼津市立第四小学校いじめ防止基本方針～主な流れ～

《いじめ未然防止のための取組》

《いじめ防止対策年間計画の作成》

- いじめが起きにくくなるような取組を、年間を見通して計画、実行する。

《基本的生活習慣の徹底》

- 学期初めに児童一人一人が挨拶・清掃・言葉遣いについての自己目標を立て、規範意識を育てる。
- 「いじめはいけない!」「許されることではない!」「やめて」と勇気を持って言える雰囲気をつくる。

《集団づくり》

- よりよい人間関係をつくり、子供一人一人が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を育てる。
- 子供と教職員の信頼関係を大切にして、安心して自分を表現できる集団を目指す。
- 学級活動、児童会活動、係活動、委員会活動、クラブ活動・ペア活動などの諸活動を通して子供の居場所をつくり、自己有用感を持てるようにする。
- 授業や行事を通して友達とのコミュニケーションを図り、関係を深めることで、友達を思いやり、大切にしていこうとする心情や態度を育てる。
- さまざまな体験活動を通して、豊かな人間関係を育てていく。
- 児童会を中心にスローガンを決め、全校で取り組み、いじめのない学校を目指す。（いじめについて話し合う場の設定）

《分かる授業づくり》

- 「言葉でつながり 思考を深め 学びを実感する子」を主題として魅力ある授業を目指す。
- 「人権月間」を設定し、道徳の授業を中心として互いの人権を大切にしようとする心を育てる。

【相談窓口】 沼津市立第四小学校
931-0354 生徒指導主任・教頭

《いじめの捉え方》

- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない。
- ・いじめられている子供の立場に寄り添い、必ず守り通す。

共通理解のもとで指導に当たる
・子供のどんな小さな訴えにも耳を傾け、親身になって聴く。
・いじめられている子供の立場に寄り添う。

いじめ・不登校防止対策委員会

《いじめ未然防止のための取組》 《いじめ早期発見のための取組》
《いじめの早期対応のための取組》

①いじめ情報のキャッチ

（情報を得た教職員→担任・学年主任→生徒指導主任→校長・教頭）

- ・「いじめ不登校対策委員会」を開く。
- ・いじめられた子供の立場に寄り添って、必ず守り通す。
- ・見守る体制を整備する。（登下校・休み時間・給食・清掃・放課後など）
- ※重大事態については、関係機関への連絡、連携を図り対応する。

②正確な実態把握

- ・複数の教職員で短時間に事実関係を把握し、教職員間の連携、情報共有を行う。（被害者と加害者、子供、保護者、時間と場所・期間、内容、背景と要因）

③指導・支援体制、方針決定

《いじめられた子供》

- 子供にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 子供に、仕返しなどが起こらないように絶対に守り通すことを約束し、安心感を与える。

《いじめた子ども》

- 子供に対して、いじめは人格を傷つける行為であり、絶対に許されない行為であるという、毅然たる態度で臨む。
- 不満をいじめで解決するのではなく、自分で解決できる力を育む。

《いじめを見ていた子供》

- 子供に、いじめは自分の問題として捉えさせるとともに、いじめは止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。

《保護者との連携》

- つながりのある教職員を中心に、事実関係を知らせるとともに、指導方針などの理解を求め連携を図る。

継続指導・経過観察

↓
再発防止

【重大事案への対応】

《重大事案とは》

生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

《発生時の対応》

- ・教育委員会に速やかに報告する。
- ・いじめ対策委員会を中心に、事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応を行う。
- ・いじめを受けた子供の保護者に対し、情報を適切に提供する。

・沼津市教育委員会【関係機関との連携】

- ・警察
- ・少年サポートセンター
- ・こども家庭センター
- ・児童相談所
- ・青少年教育センター
- ・民生委員
- ・主任児童員
- ・学校評議員会
- ・PTA

《いじめ早期発見のための取組》

《共感的な人間関係》

- 子供の個性を尊重し、日頃から一人一人との触れ合いを大切にして、相手の立場に立った温かい指導・対応を心掛け、信頼関係を築いていく。

《情報をキャッチする》

- 全教職員で子供の日常観察を行い、アンテナを高く保って、サインをキャッチする。
〔ささいな兆候 僅かな変化
 友達関係 休み時間の言動など〕

○「生活アンケート」の実施

人権月間に合わせ、年2回実施
（必要に応じ随時実施する）

○沼津市いじめアンケートの実施（10月）

アンケート実施後に、担任との個人面談を実施。
（子供が担任と一対一で話す場を設定する）

《校内体制の充実》

○「いじめ・不登校対策委員会」

いじめられた子供の思いを受け止め、いじめ問題の解決に向け、組織的に取り組む。

○「校内研修」

・全職員で、児童に関する情報共有の場にする。
『いじめのない学校を目指して』に基づき、最新の法令に応じた研修を行い、いじめに対する教員の対応力を高める。

《いじめ・不登校防止対策委員会の組織》

（構成員）

校長、教頭、
教務主任、生徒指導主任、
学年主任、担任、養護教諭、
スクールカウンセラー、
（当該学年職員）（不登校担当教員）
（特別支援コーディネーター）

（活 動）

- ①いじめ、不登校の防止に関すること
- ②いじめ、不登校の早期発見に関すること
- ③事案への対応に関すること
- ※事案発生時は緊急開催をする。